

緊急事態宣言を踏まえた支援策

1. 時短要請等の対象となる飲食店等向け支援

地方創生臨時交付金の協力要請推進枠

[☞詳細はこちらをクリック](#)

緊急事態宣言区域 1日最大 **6万円** 月額換算最大 **180万円**

その他の区域 1日最大 **4万円** 月額換算最大 **120万円**

※大企業を含む

雇用調整助成金の特例措置

[☞詳細はこちらをクリック](#)

宣言区域において、知事の要請等を受けて時短や収容率・人数制限に協力した**大企業**の飲食店、映画館等について、解雇等を行っていない場合は、**10/10**を助成。日額上限15,000円。

2. 雇用の維持＜全国＞

雇用調整助成金の特例措置・休業支援金の延長

[☞詳細はこちらをクリック](#)

現行措置（日額上限15,000円等）を**緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで延長**
雇用調整助成金は、地域・業種問わず、最近3か月の売上等が、月平均で前年又は前々年同期と比べ、**30%以上**減少の場合 **大企業も最大10/10**を助成。

3. 飲食店の時短営業等により影響を受ける事業者向け支援

新たな一時金の支給

[☞詳細はこちらをクリック](#)

対象地域の { 時短営業を行う飲食店と取引
不要不急の外出・移動の自粛により影響

➡ 本年1月～3月のいずれかの月の売上が50%以上減の中堅・中小事業者
法人**60万円**、個人事業主**30万円**の上限の一時金

イベント関連事業者向け支援

[☞詳細はこちらをクリック](#)

※自粛により中止・延期になったイベント
に関連する内容の動画作成・配信が要件

対象地域で予定されていたイベント等を自粛※した場合、会場費等の
キャンセル費用、チケット払い戻し手数料、イベントに関連する動画の制作・配信
費用を支援(**上限2500万円**) (J-LODlive補助金)

4. 中小・小規模事業者向けの資金繰り支援＜全国＞

実質無利子融資の要件緩和、上限額引上げ

[☞詳細はこちらをクリック](#)

直近2週間でも売上減少を判断できるよう運用柔軟化(公庫等)

実質無利子等となる上限額を引き上げ

・公庫（国民）・民間（信用保証）：4千万円→ **6千万円**

・公庫（中小）・商工中金：2億円→ **3億円**

5. 生活困窮者向け生活支援＜全国＞

緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付

[☞詳細はこちらをクリック](#)

返済開始時期を**来年3月末**に延長（新規貸付申請は本年3月末まで）

総合支援資金の**3か月分の再貸付(最大60万円)**を実施、これにより最大貸付額140万円→**200万円**に

住居確保給付金の再支給

[☞詳細はこちらをクリック](#)

住居確保給付金の支給が一旦終了した方に対して、3か月間**再支給**

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内

📍 クリックするとHPに飛びます
(一部準備中のものを除く)

制度の具体的な内容や条件については現在検討中のものもあり、詳細が決まり次第、各省にて公表される予定です。

事業を守る

時短要請に応じ、飲食店の営業時間を短縮	地方創生臨時交付金の協力要請推進枠 協力推進枠のほか、地方創生臨時交付金は、コロナ対策の取組であれば自治体が自由に使いまわせます	緊急事態宣言区域は 1日最大 6万円 、月額換算最大 180万円 その他は 1日最大 4万円 、月額換算最大 120万円	お近くの都道府県の窓口まで
緊急事態宣言の影響で飲食店との取引が減少 不要不急の外出自粛により売上が減少	新たな一時金の支給 実施準備中	本年1～3月のいずれかの月の売上が50%以上減の中堅・中小事業者 法人 60万円 、個人 30万円	中小企業庁 総務課 03-3501-1768
緊急事態宣言で公演・展示会等が中止	J-LODlive補助金 (キャンセル料支援事業) 実施準備中	キャンセル費用、チケット払戻手数料、公演・展示会等に関連する動画の制作・配信費用を支援 上限 2,500万円	経済産業省 コンテンツ産業課 03-3501-9537
売上減で資金繰りが厳しい	実質無利子・無担保融資 日本公庫・商工中金の申請期限: 当面2021年前半まで 民間金融の申請期限:2021/3/31	3年間無利子・最長5年間元本据置 実質無利子等となる上限額を引上げ 公庫(国民)・民間(信用保証) 4千万円 → 6千万円 公庫(中小)・商工中金 2億円 → 3億円 直近2週間でも売上減少要件を判断可能に	日本公庫 → 0120-154-505 (平日) ※休日も別途相談窓口を設置 商工中金 → 0120-542-711 (平日・土曜) 民間金融 → 0570-783-183 (平日)
新分野展開や業態転換で事業を立て直したい	事業再構築補助金 実施準備中	新分野展開や業態転換等の事業再構築に取り組み場合、 最大 1億円 までを 中小は 2/3 、中堅は最大 1/2 補助 ※売上減等の要件あり	中小企業庁 技術・経営革新課 03-3501-1816
感染防止対策をしつつ、販路を開拓したい	持続化補助金 実施準備中	小規模事業者にも 最大 100万円 までを 最大 3/4 補助	中小企業基盤整備機構生産性革命推進事業 コールセンター メール: seisanseikakumei@smrj.go.jp 電話: 03-6837-5929 ※可能な限り、メールによるお問い合わせをお願いします
ITツールの導入により、業務における接触機会を低減したい	IT導入補助金 実施準備中	業務の効率化、および接触機会の低減に資するITツール等の導入費用を 最大 450万円 まで最大 2/3 補助 ※利用用のクラウド対応したITツール導入(ソフトウェア、クラウド利用料等)を支援するクラウド対応型は最大150万円	中小企業基盤整備機構生産性革命推進事業 コールセンター メール: seisanseikakumei@smrj.go.jp 電話: 03-6837-5929 ※可能な限り、メールによるお問い合わせをお願いします
地域の公共交通の経営が厳しい	ポストコロナを見据えた地域公共交通の活性化・継続 実施準備中	デジタル化の推進や新技術を活用した感染症対策の導入費用等※ 最大 1/2 補助 ※例:高性能フィルタを有する空気清浄機等	国土交通省地域交通課 03-5253-8396 またはお近くの地方運輸局まで
観光拠点を再生して地域の魅力と収益力を高めたい	既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業 実施準備中	宿泊・観光施設の改修や廃屋の撤去費用を 1地域最大 5億円 まで最大 1/2 補助※ (事業者連携の場合は1億円) ※自治体・DMOまたは5社以上の事業者の連名	観光庁 観光産業課 03-5253-8330

※持続化給付金と家賃支援給付金は、申請に必要な書類の準備が整わない事業者を対象に、持続化給付金コールセンター 0120-279-292 土、祝日除く
1月31日までに簡単に理由を付してお申し出いただければ、2月15日まで申請いただけます。 家賃支援給付金コールセンター 0120-653-930 8:30-19:00

雇用を守る

雇用を維持したい	雇用調整助成金 ※現行の特例措置については緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで延長予定	一定の要件を満たす場合、休業手当等の最大 10/10 を助成 (日額最大15,000円)	お近くの都道府県労働局またはハローワークまで (窓口、郵送、オンライン) コールセンター 0120-60-3999 (毎日9:00-21:00)
在籍出向で雇用を維持したい／在籍出向の人材を活用したい	産業雇用安定助成金 実施準備中	出向中の費用を出向元・先双方に 最大で中小は 9/10 、大企業は 3/4 助成 (日額最大 12,000円 (出向元・先の計)) さらに出向に係る初期費用人当たり最大 15万円 助成	お近くの都道府県労働局またはハローワークまで
休業期間中、賃金が支払われない	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 ※現行の特例措置については緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで延長予定	中小企業で働く従業員(パート・アルバイト含む)に対して 日額最大 11,000円 を支給	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276 (平日8:30-20:00, 休日8:30-17:15)
コロナで離職を余儀なくされた方を雇いたい	トライアル雇用助成金 実施準備中	3か月の試行雇用期間中 一人当たり月額 4万円 助成 (短時間労働は月額 2.5万円)	お近くの都道府県労働局またはハローワークまで

📄 オンライン申請の詳細はこちらをクリック

生活を守る

生活が苦しいひとり親世帯の方々に	ひとり親世帯への臨時特別給付金 多くの自治体で2021年2月末が申請期限	児童扶養手当受給世帯等に対して 10万円 (第2子以降は +6万円) (再支給分の金額を含む) さらに、収入減の場合 +5万円	各市区町村の窓口まで コールセンター 0120-400-903 (9:00~18:00 土、日、祝日を除く)
収入減で生活が苦しい	緊急小口資金・総合支援資金 申請期限:2021/3/31	貸付上限 200万円 (二人以上世帯) 最大 155万円 (単身世帯) ※令和3年3月までに総合支援資金の再貸付(3か月分)を受けた場合返済開始時期を 来年3月末 に延長	市区町村の社会福祉協議会まで コールセンター 0120-46-1999 (毎日9:00-21:00)
休業による収入減で住居を失うおそれ	住居確保給付金 申請期限なし (12か月延長、3か月再支給は2021/3/31が申請期限)	原則3か月、最長9か月※ 家賃相当額を支援 ※令和2年度中に新規で申請した方に限り最長12か月 支給が終了した方へ 3か月間再支給	お住いの市区町村の自立相談支援機関まで コールセンター 0120-23-5572 (毎日9:00-21:00)
コロナで学びの継続が困難	高等教育の修学支援新制度 家計急変の採用は随時	学生生活に必要な生活費等をカバーする 給付型奨学金(返済不要) と授業料減免	各大学等の窓口又は日本学生支援機構奨学金相談センター 0570-666-301 (9:00-20:00 土、日、祝日を除く)

📄 詳細はこちらをクリック

📄 詳細はこちらをクリック

売上の減少した中小事業者に対する一時支援金の支給

対象

緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した中堅・中小事業者

要件

緊急事態宣言の再発令に伴い、

①緊急事態宣言発令地域の飲食店と直接・間接の取引があること、
(農業者・漁業者、飲食料品・割り箸・おしぼりなど飲食業に提供される財・サービスの供給者を想定)

または、

②緊急事態宣言発令地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたこと
(旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者等の人流減少の影響を受けた者を想定)

により、本年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年比 (or対前々年比) ▲50%以上減少していること

支給額

法人は 60万円以内、個人事業者等は30万円以内の額を支給

※算出方法：前年 (or前々年) 1月から3月の事業収入 - (前年 (or前々年) 同月比▲50%以上の月の事業収入×3)

申請方法 (調整中)

前年の確定申告、対象月の売上台帳の写しとともに、宣誓書において、緊急事態宣言によりどのような影響を受けたかを選択肢から選んで自己申告。

なお、一次取引先の納品書、顧客の居住地を示す宿帳、顧客名簿、入込観光客の統計等の保存を義務付け。

事業再構築補助金の特別枠の創設

通常枠

【要件】

- 申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前と比較して10%以上減少していること。
- 自社の強みや経営資源（ヒトモノ等）を活かしつつ、「事業再構築指針」に沿った事業計画を認定支援機関と策定すること。
- 事業終了後3～5年で付加価値額又は、従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%以上増加の達成を求める。

対象事業者	類型	補助上限	補助率
中小企業	通常枠	6,000万円	2/3
	卒業枠	1億円	2/3
中堅企業	通常枠	8,000万円	1/2※4,000万円超は1/3
	グローバルV字回復枠	1億円	1/2

特別枠

【要件】

- 通常枠の要件に加え、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年（or対前々年）同月比で30%以上減少していること。

【メリット】

- 事業規模に応じて補助上限を設定した上で、補助率を中小企業3/4（通常枠：2/3）、中堅企業2/3（通常枠：1/2）に引き上げ。
- 通常枠より迅速な審査・採択を行うとともに、特別枠で不採択の場合でも、通常枠で再審査を受けることが可能。

従業員数	補助上限	補助率
5人以下	500万円	中小企業： 3/4 中堅企業： 2/3
6～20人	1,000万円	
21人以上	1,500万円	

※通常枠、特別枠ともにjGrants（電子申請システム）での申請受付を予定。 ※3月公募開始予定。

持続化補助金の要件緩和

現行（低感染リスク型ビジネス枠）

【要件】

- 感染拡大防止と事業継続を両立させるために、新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等、前向きな取組を加速化する小規模事業者を対象に支援。
- 補助上限100万円、補助率3/4、補助金総額の1/4以内（最大25万円）を感染防止対策費に充当可能。
（感染防止対策費：消毒液の購入や換気設備の導入等にかかる経費）

特別措置

【要件】

- 緊急事態宣言の再発令によって令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年（or対前々年）同月比で30%以上減少していること。

【メリット】

- 補助金総額に占める感染防止対策費の上限を通常1/4以内（最大25万円）から1/2以内（最大50万円）に引き上げ、感染防止対策への支援を強化する。
- 審査時における加点措置を講ずることにより優先採択。

	現行	特別措置
補助上限額	100万円 ※感染防止対策費は補助金総額の 1/4以内 （最大25万円）	100万円 ※感染防止対策費は補助金総額の 1/2以内 （最大50万円）
補助率	3/4	3/4

※現行、特別措置ともにjGrants（電子申請システム）での申請受付を予定。 ※3月公募開始予定。

資金繰り支援

緊急事態宣言再発令（1月8日）に伴う対応

- 政府系・民間金融機関による実質無利子・無担保融資については、これまでに230万件、43兆円を超える融資・保証を実施。これまでの実績も踏まえて、3次補正予算において追加で総額29兆円規模（予算額**3兆2,049億円**）の融資・保証枠を確保。
- また、政府系・民間金融機関による実質無利子・無担保融資の実質無利子等となる**上限額を引き上げ**（4,000万円/2億円⇒6,000万円/3億円）
※日本公庫は1月22日（金）、商工中金は2月1日（月）から運用開始。民間は自治体により異なるが、大半が運用開始済。

日本公庫（中小）	商工中金	日本公庫（国民）	民間（信用保証）
2億→3億	2億→3億	4000万→6000万	4000万→6000万

緊急事態宣言の延長に対する対応

- 迅速な資金繰り支援を行うために1月22日より実施している、日本政策金融公庫等における実質無利子・無担保融資等における、「直近1ヶ月」の売上減少（※）要件を、「**直近2週間以上**」での比較も可とする運用を**3月末まで継続**。
- （※）個人事業主▲5%、小規模事業者▲15%、中規模事業者▲20%。
- さらに、改めて、関係省庁より、政府系・民間の金融機関に対して、**中堅企業への資金繰り支援も含め、一定期間の返済猶予や最大限柔軟な対応などを要請**する予定。

緊急事態宣言に伴うイベント関連の対応措置（J-LODlive補助金）

緊急事態宣言に伴って延期・中止したイベント等のキャンセル費用を支援

【制度概要】

対象分野	音楽・演劇・伝統芸能等の公演、展示会、遊園地であって、PR動画を制作・配信することにより日本発コンテンツの海外展開や訪日外国人の増加に資するもの。
申請者	イベント又は遊園地の主催・運営法人
要件 (①及び②)	① 緊急事態宣言発令地域で、イベント開催制限や施設利用に関する協力依頼（下記）により開催等を自粛（延期・中止）すること（緊急事態宣言発令期間内に予定されていたものに限る） ② 自粛により延期・中止になったイベントに関連する内容のPR動画を制作し、配信プラットフォームに配信して海外に動画を配信すること
補助率/ 補助上限	下記の対象経費について定額補助（上限2,500万円）
対象経費	イベントを中止したにもかかわらず発生してしまった費用、映像制作・配信費 ・会場キャンセル費用、チケット払い戻し手数料、感染対策費、リハーサル経費等 ・開催予定だったイベントに関連する内容のPR動画を制作し、配信する費用も対象とする。

【参考：イベント開催制限・施設利用に関する協力依頼】

	イベントの開催制限 （音楽・演劇・伝統芸能、展示会等）	施設の使用制限 （展示場、遊園地、劇場、映画館等）
人数上限5,000人、かつ収容率50%	緊急事態措置	働きかけ（緊急事態措置以外）
営業時間短縮（20時まで。酒類提供は19時）	働きかけ（緊急事態措置以外）	働きかけ（緊急事態措置以外）

飲食店の時短営業等により 影響を受けた事業者に一時金を支給します

対象

緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や
不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、
売上が減少した中堅・中小事業者

要件

緊急事態宣言の再発令に伴い、

① 緊急事態宣言発令地域の飲食店と直接・間接の取引があること

農業者・漁業者、飲食料品・割り箸・おしぼりなど飲食業に
提供される財・サービスの供給者を想定しています。

または、

② 緊急事態宣言発令地域における不要不急の外出・移動の自粛
による直接的な影響を受けたこと

旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者等の人流減少の
影響を受けた者を想定しています。

により、本年1～3月のいずれかの月の売上が
対前年比（または対前々年比）▲50%以上減少していること。

支給額

法人 最大60万円
個人事業者等 最大30万円

算出方法： 前年（または前々年）1～3月の事業収入
－（前年（または前々年）同月比▲50%以上の月の事業収入×3）

申請方法等の詳細は、決まり次第、
経産省HP等でお知らせいたします。
（3月上旬に、電子申請での受付開始予定）

事業の再構築に挑戦する皆様へ

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための

企業の思い切った事業再構築を支援 (中小企業等事業再構築促進事業)

対象

新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す、以下の要件をすべて満たす企業・団体等の新たな挑戦を支援します！

1. 申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等。
2. 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。
3. 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成。

中小企業

通常枠 補助額 100万円～6,000万円 補助率 2 / 3

卒業枠* 補助額 6,000万円超～1億円 補助率 2 / 3

*卒業枠：400社限定。事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠。

※中小企業の範囲については、中小企業基本法と同様。

中堅企業

通常枠 補助額 100万円～8,000万円
補助率 1 / 2 (4,000万円超は 1 / 3)

グローバルV字回復枠** 補助額 8,000万円超～1億円 補助率 1 / 2

**グローバルV字回復枠：100社限定。以下の要件を全て満たす中堅企業向けの特別枠。

- ①直前6か月間のうち任意の3か月の合計売上高がコロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して、15%以上減少している中堅企業。
- ②補助事業終了後3～5年で付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率5.0%以上増加を達成すること。
- ③グローバル展開を果たす事業であること。

緊急事態宣言特別枠

上記1～3の要件に加え、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少していること。

補助額	従業員数 5人以下	100万円～500万円	補助率	中小企業 3 / 4
	従業員数 6～20人	100万円～1,000万円		中堅企業 2 / 3
	従業員数 21人以上	100万円～1,500万円		

令和2年度3次補正予算【3月に公募開始予定】

※今後、事業内容が変更される場合があります。3月に発表される予定の公募要領をご確認ください。

中小企業等事業再構築促進事業の活用イメージ

飲食業

喫茶店経営

➡飲食スペースを縮小し、新たにコーヒー豆や焼き菓子のテイクアウト販売を実施。

飲食業

居酒屋経営

➡オンライン専用の注文サービスを新たに開始し、宅配や持ち帰りの需要に対応。

飲食業

レストラン経営

➡店舗の一部を改修し、新たにドライブイン形式での食事のテイクアウト販売を実施。

飲食業

弁当販売

➡新規に高齢者向けの食宅宅配事業を開始。地域の高齢化へのニーズに対応。

小売業

衣服販売業

➡衣料品のネット販売やサブスクリプション形式のサービス事業に業態を転換。

小売業

ガソリン販売

➡新規にフィットネスジムの運営を開始。地域の健康増進ニーズに対応。

サービス業

ヨガ教室

➡室内での密を回避するため、新たにオンライン形式でのヨガ教室の運営を開始。

サービス業

高齢者向けデイサービス

➡一部事業を他社に譲渡。病院向けの給食、事務等の受託サービスを新規に開始。

製造業

半導体製造装置部品製造

➡半導体製造装置の技術を応用した洋上風力設備の部品製造を新たに開始。

運輸業

タクシー事業

➡新たに一般貨物自動車運送事業の許可を取得し、食料等の宅配サービスを開始。

製造業

航空機部品製造

➡ロボット関連部品・医療機器部品製造の事業を新規に立上げ。

製造業

伝統工芸品製造

➡百貨店などでの売上が激減。ECサイト（オンライン上）での販売を開始。

食品製造業

和菓子製造・販売

➡和菓子の製造過程で生成される成分を活用し、新たに化粧品の製造・販売を開始。

建設業

土木造成・造園

➡自社所有の土地を活用してオートキャンプ場を整備し、観光事業に新規参入。

情報処理業

画像処理サービス

➡映像編集向けの画像処理技術を活用し、新たに医療向けの診断サービスを開始。

補助対象経費の例

建物費、建物改修費、設備費、システム購入費、外注費（加工、設計等）、研修費（教育訓練費等）、技術導入費（知的財産権導入に係る経費）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）等

【注】補助対象企業の従業員の人件費及び従業員の旅費は補助対象外です。

※公募開始は3月となる見込みです。

※**jGrants（電子申請システム）**での申請受付を予定しています。**GビズIDプライムの発行に2～3週間かかります**ので、補助金の申請をお考えの方は**事前のID取得**をお勧めします。➡ <https://www.jgrants-portal.go.jp/>

※認定経営革新等支援機関は、中企庁HPに記載の「経営革新等支援機関認定一覧」をご覧ください。➡ <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kan.htm>

担当課 中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課
03-3501-1816



詳細はこちら
（経済産業省HP）



生産性向上を目指す皆様へ

新型コロナウイルスの影響が長期化する中、感染拡大を抑えながら

生産性の向上を図る企業を応援します

(中小企業生産性革命推進事業)

感染対策と経済活動の両立に資する設備導入や販路開拓への投資、
テレワーク等に対応したITツールの導入等を支援します！

ものづくり補助金

通常枠 補助上限 1,000万円 補助率 1/2 (小規模 2/3)

低感染リスク型ビジネス枠* 補助上限 1,000万円 補助率 2/3

* 対人接触機会の減少に資する製品開発や設備投資、システム構築等。

持続化補助金

通常枠 補助上限 50万円 補助率 2/3

低感染リスク型ビジネス枠* 補助上限 100万円 補助率 3/4

* ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等の取組を支援。
補助金総額の1/4以内(最大25万円)を感染防止対策費(消毒液購入費、換気設備導入費等)に充てることができる(※)。

※ 緊急事態宣言の再発令に伴い**特別措置**を講じます。

緊急事態宣言の再発令によって令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が
対前年又は前々年の同月比で30%以上減少している場合

→感染防止対策費を補助金総額の1/2以内(最大50万円)に引き上げ。

IT導入補助金

通常枠 補助上限 450万円 補助率 1/2

低感染リスク型ビジネス枠* 補助上限 450万円(※) 補助率 2/3

※テレワーク対応類型は150万円

* 複数の業務プロセス(販売管理と労務など)を非対面化し、一層の生産性向上を図る
ITツールの導入や、テレワーク環境の整備に寄与するクラウド型のITツールの導入。

令和2年度3次補正予算において措置

(今後事業内容が変更等される場合があります。)

中小企業生産性革命推進事業の活用イメージ

ものづくり補助金

通常枠

- ・複数形状の餃子を製造可能な**餃子全自動製造機**を開発。
- ・「食べられるクッキー生地のコーヒーカップ」の**製造機械**を新たに導入。

低感染リスク型ビジネス枠

- ・AI・IoT等の技術を活用した**遠隔操作や自動制御等の機能を有する製品開発**（部品開発を含む）、**オンラインビジネス**への転換。

担当課：中小企業庁 技術・経営革新課（03-3501-1816）

持続化補助金

通常枠

- ・宿泊・飲食事業等を行う旅館にて、**外国語版Webサイトや営業ツール**を作成。
- ・飲食業がそば粉の前処理の安定化、時間短縮化を図るため、そば粉の製粉に使用する**機械を一新**。

低感染リスク型ビジネス枠

- ・飲食業が、大部屋を個室にするための**間仕切りの設置**を行い、**予約制とするためのシステム**を導入。
- ・旅館業が宿泊者のみに提供していた料理を**テイクアウト可能にするための商品開発**を実施。

※感染リスクの低下に結び付かない取組や単なる周知・広報のためのHP作成等は通常枠のみで対象となる。

担当課：中小企業庁 小規模企業振興課（03-3501-2036）

IT導入補助金

通常枠

- ・経理業務を効率化するため、インボイス制度に対応した**会計ソフトを導入**。
- ・労働基準に関する制度に対応した労務管理を効率的に行うため、**勤怠管理ツールを導入**。

低感染リスク型ビジネス枠

- ・顧客対応や決済業務における顧客と従業員の間の接触機会を低減し、より効率的に実施できるような**「遠隔注文ツール」、「キャッシュレス決済ツール」、「会計管理ツール」の同時導入**。

担当課：商務・情報サービスG サービス政策課（03-3580-3922）

※**ものづくり補助金**と**持続化補助金**は、**jGrants（電子申請システム）**での申請受付を予定しております。**GビズIDプライム**の発行には**2～3週間ほど時間がかかります**ので、補助金の申請をお考えの方は**事前のID取得**をお勧めします。<https://www.jgrants-portal.go.jp/>



中小企業生産性革命推進事業については、中小機構の生産性革命推進事業ポータルサイトをご覧ください。
<https://seisansei.smrj.go.jp/>



個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施

特例措置の新規申請受付期限を令和2年12月末から令和3年3月末へ延長。なお、令和3年4月以降の新規貸付は本則で対応。

第3次補正予算:4,199億円
(予算措置額合計:1兆1,793億円)

令和元年度予備費交付額 267億円
令和2年度第1次補正予算額 359億円
令和2年度第2次補正予算額 2,048億円
令和2年度予備費(8/7)措置額 1,777億円
令和2年度予備費(9/15)措置額 3,142億円

- 新型コロナウイルス感染症による経済への影響による休業等を理由に、一時的な資金が必要な方へ緊急の貸付を実施。
- 万が一、失業されて生活に困窮された方には、生活の立て直しのための安定的な資金を貸付。
- ⇒ これらを通じて、非正規の方や個人事業主の方を含めて生活に困窮された方のセーフティネットを強化

【緊急小口資金】(一時的な資金が必要な方[主に休業された方]) 【総合支援資金(生活支援費)】(生活の立て直しが必要な方[主に失業された方等])

	本則	特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	<u>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯</u>
貸付上限	10万円以内	<u>学校等の休業、個人事業主等(※1)の特例の場合、20万円以内</u> <u>その他の場合、10万円以内</u>
据置期間	2月以内	<u>1年以内(※2)</u>
償還期限	12月以内	<u>2年以内</u>
貸付利子	無利子	<u>無利子</u>

	本則	特例措置
貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	<u>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯</u>
貸付上限	(二人以上)月20万円×3月以内＝60万円以内 (単身)月15万円×3月以内＝45万円以内	同左(注2)
据置期間	6月以内	<u>1年以内(※2)</u>
償還期限	10年以内	同左
貸付利子	保証人あり:無利子 保証人なし:年1.5%	<u>無利子</u>

再貸付を可能とし、緊急小口資金と合わせて最大200万円貸付可能

※1 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

※2 令和4年3月末以前に償還時期が到来する予定の貸付に関しては、令和4年3月末まで延長。

注1 総合支援資金(生活支援費)については、申請の際に、償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することをもって、貸付を行う。

注2 特例措置においては、貸付3月目においても日常生活の維持が困難な場合、更に3月以内(60万円以内)追加で貸付を行うことができる。また、令和3年3月末までの間に、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯は、自立相談支援機関による支援を受けることを要件として、再貸付(3月以内 60万円以内)を実施する。

償還免除について：償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する。(緊急小口資金については、令和3年度又は令和4年度の住民税非課税を確認し一括免除を行う。総合支援資金の償還免除要件等については引き続き検討。住民税非課税世帯を確認する対象は、借受人及び世帯主とする。)

個人向け緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付について

1. 特例貸付における総合支援資金の再貸付について

- 昨今の経済状況を踏まえ、令和2年3月25日以降に、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯への再貸付を全国で実施するもの。
- 実施に当たっては、最大3か月間の資金交付が可能な総合支援資金の特例貸付の再貸付として行う。

【対象世帯】

- 以下の要件を満たす世帯とする。
特例貸付開始から令和3年3月末までの間に、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯
※ 再貸付申請以前に、自立相談支援機関による自立相談支援を受けることとする。

【貸付上限額】

- 追加での資金交付は、最大で3か月（更なる延長貸付はなし）。
- 1月あたりの貸付額については、特例貸付における単身（月15万円以内）又は二人以上（月20万円以内）と同じ。
※ これにより、特例貸付の最大貸付額は140万円から200万円に増加。

【申請期限】

- 令和2年3月以降実施している特例貸付と同じ、令和3年3月末までとする。

【その他】

- 上記以外については、償還免除特例を含めて既存の総合支援資金（特例貸付）と基本的に同じとする（据置期間、償還期間等については借受人の負担に配慮するため検討中）。

2. 緊急小口資金等の償還免除について

償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する（緊急小口資金については、令和3年度又は令和4年度の住民税非課税を確認し一括免除を行う。総合支援資金の償還免除要件については、引き続き検討。住民税非課税世帯を確認する対象は、借受人及び世帯主とする。）。